

○ 税理士による所得税(復興特別所得税)及び個人消費税の無料申告相談のご案内

期 間	会 場	所 在 地	時 間
1月29日(木)～1月30日(金)	大網白里市保健文化センター (3階ホール)	大網白里市大網100-2	[午前の部] 午前9時30分から12時まで [午後の部] 午後1時から4時まで
2月3日(火)～2月5日(木)	山武市役所 (3階大会議室)	山武市殿台296	※ 受付は午前9時から 午後3時30分まで

«対象となる方»

- 年金受給者、給与所得者、小規模事業者(※)の方  
※ 小規模事業者は、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

«対象となるない方»

- 相談内容が複雑な方
- 土地・建物、株式、貴金属等の売却に関する申告・相談がある方
- 住宅借入金等特別控除の適用を初めて受ける方
- 贈与税または相続税に関する申告・相談のある方

«入場整理券を当日配付します!»

- 混雑回避のため、当日「**入場整理券**」を当日配付します。なお、事前予約は行っておりません。
- 「**入場整理券**」の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。

«お持ちいただきたいもの»

必須	留意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>● マイナンバーカード ※ マイナンバーカードをお持ちでない方は 「番号確認書類(通知カードやマイナンバー記載のある住民票写し等)」 + 「身元確認書類(運転免許証や公的医療保険の資格確認書等)」</li> </ul>	税務署へ提出する申告書や申請書等には マイナンバーの記載が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申告・相談に必要となる書類</li> </ul>	申告・相談内容に応じて、過年分の申告書控え、収入経費の領収証、源泉徴収票、控除証明書等のうち該当するものをお持ちください。 収入経費の領収証は事前に集計をお願いします。

該当する場合	留意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>● e-Taxの利用者識別番号と暗証番号</li> </ul>	過去に税務署等で設定されたことがある方は e-Tax申告に当たり必要です。
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療費控除の明細書</li> </ul>	医療費控除を受けられる方は 事前に適宜の様式にて作成の上お持ちください。
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消費税率ごとに区分した帳簿等</li> </ul>	個人事業主の消費税に関する申告・相談がある方は 申告書の作成に当たり必要です。
<ul style="list-style-type: none"> <li>● スマートフォン</li> <li>● マイナンバーカード(パスワード①②も必要です。) ① 利用者証明用電子証明書(数字4桁) ② 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)</li> </ul>	国税庁ではマイナンバーカードとスマートフォンを利用したe-Tax申告を推進しています。 マイナンバーカードとスマートフォンによる申告の方は是非お持ちください。

«その他»

作成済みの申告書等(提出のみ)は、  
①東京国税局業務センター千葉西分室宛てに郵送提出、又は②東金税務署の総合窓口にて提出願います(土、日及び祝日を除く)。

<p>【宛先】 〒 262-8507 千葉市花見川区武石町1-520 『東京国税局業務センター千葉西分室(東金税務署)』宛て</p>
--